

くまもと露地野菜シェア拡大支援事業のうち加工用ばれいしょ産地強化支援事業実施要領

（趣旨）

第1条 くまもと露地野菜シェア拡大支援事業のうち加工用ばれいしょ産地強化支援事業（以下「本事業」という）の実施については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（平成24年4月1日施行。以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（事業の内容）

第2条 本事業では、加工用ばれいしょについて、産地の育成にかかる実証ほの設置に係る費用等を支援し、持続的発展が可能な産地づくりを進める。本事業の内容は、別表1のとおりとし、県は予算の範囲内で助成する。

（事業実施計画の承認申請）

第3条 要項第3条の事業実施計画承認申請は、別に知事が定める期日までに提出するものとする。

2 事業実施計画承認申請に添付する事業実施計画書の様式は、別記第1号様式とする。

（事業実施計画の変更承認申請）

第4条 要項第5条第1項の事業実施変更計画書の様式は、別記第1号様式を準用するものとする。

（補助金交付申請及び実績報告）

第5条 要項第6条第2項第1号の事業計画書、要項第8号第2項の事業変更計画書、要項第13条第2項第1号の事業実績書の様式は別記第1号様式を準用するものとする。

（関係書類の閲覧）

第6条 知事は、必要に応じて、補助事業実施者の事業に係る経理内容を調査し、関係書類等の閲覧を求めることができる。

（雑則）

第7条 本事業の実施については、この要領に定めるもののほか、必要に応じて別に定める。

附 則

この要領は、令和7年6月9日から施行する。